

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																						
岸和田子ども家庭センター	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消を忘れたものが2件あった。</p> <p>また、管外出張を誤って管内出張としてシステムに入力し承認された後、当該出張の取消を行わず、新たに管外出張として入力し承認されたものが1件あった。</p> <p>上記について、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="513 659 1673 1031"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和2年10月14日</td> <td>令和2年10月15日</td> <td>令和2年10月22日</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和2年11月30日</td> <td>令和2年11月30日</td> <td>令和2年12月7日</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>令和2年7月16日</td> <td>令和2年7月29日</td> <td>令和2年8月17日</td> <td>2,720円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和2年10月14日	令和2年10月15日	令和2年10月22日	1,000円	B	令和2年11月30日	令和2年11月30日	令和2年12月7日	420円	C	令和2年7月16日	令和2年7月29日	令和2年8月17日	2,720円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>二重計上となっていた管内旅費については、過払い分の戻入（返納）手続を行い、収納を確認した。</p> <p>なお、監査で検出された3件以外に過払いがないか再度調査した結果、重複入力による旅費の過払い1件が判明したため、これについても戻入（返納）手続を行い、収納を確認した。</p> <p>また、所属職員全員への注意喚起を行うとともに、旅費担当者が支出事務を行う際のチェックシートを作成し、適正な事務処理を行うことができるように対応した。</p>
職員	出張日			システム入力日			過払旅費額																		
		当初入力日	重複入力日																						
A	令和2年10月14日	令和2年10月15日	令和2年10月22日	1,000円																					
B	令和2年11月30日	令和2年11月30日	令和2年12月7日	420円																					
C	令和2年7月16日	令和2年7月29日	令和2年8月17日	2,720円																					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																	
岸和田子ども家庭センター	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが6件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 554 1537 968"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A</td> <td>兵庫県</td> <td>令和2年7月16日</td> <td>4,590円</td> <td>令和2年8月20日</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>令和2年12月10日</td> <td>160円</td> <td>令和3年2月17日</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>令和3年1月13日</td> <td>3,480円</td> <td>令和3年2月17日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>兵庫県</td> <td>令和2年7月16日</td> <td>3,140円</td> <td>令和2年8月20日</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>埼玉県</td> <td>令和2年12月3日から同月4日まで</td> <td>37,540円</td> <td>令和3年1月8日</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>埼玉県</td> <td>令和2年12月3日から同月4日まで</td> <td>37,080円</td> <td>令和3年1月8日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	兵庫県	令和2年7月16日	4,590円	令和2年8月20日	三重県	令和2年12月10日	160円	令和3年2月17日	京都府	令和3年1月13日	3,480円	令和3年2月17日	B	兵庫県	令和2年7月16日	3,140円	令和2年8月20日	C	埼玉県	令和2年12月3日から同月4日まで	37,540円	令和3年1月8日	D	埼玉県	令和2年12月3日から同月4日まで	37,080円	令和3年1月8日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>所属職員全員に、管外旅費の概算支給から精算・復命の流れ及び精算は旅費の確定後30日以内に行わなければならないことを改めて周知した。</p> <p>また、管外旅費の支出チェックリストを作成し、旅費担当者が適正な支出事務を行い、精算漏れを防ぐことができるように対応した。</p>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																																
A	兵庫県	令和2年7月16日	4,590円	令和2年8月20日																																
	三重県	令和2年12月10日	160円	令和3年2月17日																																
	京都府	令和3年1月13日	3,480円	令和3年2月17日																																
B	兵庫県	令和2年7月16日	3,140円	令和2年8月20日																																
C	埼玉県	令和2年12月3日から同月4日まで	37,540円	令和3年1月8日																																
D	埼玉県	令和2年12月3日から同月4日まで	37,080円	令和3年1月8日																																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）